

8第2号陳情 東大和市議会事務局設置条例の疑義解明を求める陳情

受 理 年 月 日 令和8年5月12日

陳 情 者 東京都西多摩郡瑞穂町大字武蔵183-3
立憲共和党代表 角田 統領

付託する委員会 総務委員会

▲第1 陳情の趣旨

1 東大和市議会事務局設置条例の疑義解明を求める。

1) 東大和市議会事務局設置条例（昭和39年条例第33号）の「事務局」は、東大和市行政手続条例第7条の「事務所」であるかについて、明らかにすることを求める。

▲第2 陳情の原因

1 東大和市議会事務局設置条例（昭和39年条例第33号）が、東大和市の例規集に掲載されている。

2 東大和市の例規集に、東大和市議会行政手続条例は、掲載されていない。

▲第3 陳情の理由

1 東大和市議会行政手続条例が制定されていないのに、同条例施行規則が制定されることは、立法禁忌であり、適法性に欠ける。